

いわき市廃棄物減量等推進審議会の今後のスケジュール

1 審議会の法令上の根拠

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抜粋)

(廃棄物減量等推進審議会)

第5条の7 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

(2) いわき市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(抜粋)

第6章 廃棄物減量等推進審議会

(審議会の設置)

第31条 一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、いわき市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の組織)

第32条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第33条 前2条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(3)いわき市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則(抜粋)

第6章 廃棄物減量等推進審議会

(会長及び副会長)

第30条 条例第31条の審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、その会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第31条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第32条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第33条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第34条 審議会の庶務は、生活環境部環境整備課で処理する。

(委任)

第35条 第30条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

2 今後の審議予定

第10期の任期では、平成23年度以降の新たな一般廃棄物(ごみ)処理計画に位置づけた目標の進行管理を行ないながら、ごみの減量やごみ処理コストの削減を図るための具体的施策の検討が中心となる。

本市では現在、東日本大震災からの復興に向け、市内外の環境産業事業者との連携を図りながら、膨大な量の災害廃棄物を処理に全力をあげて取り組んでいるところであるが、一方、日常発生するごみについても、災害廃棄物と並行して処理する必要があり、その減量やリサイクルの推進は通常時よりも重要なものになっている。

市としては、これまで以上に、ごみの減量やリサイクル、そして、ごみの適正処理に向けた施策の推進に取り組んでいく考えであり、東日本大震災で発生した災害廃棄物の処理に関する報告を随時行いながら審議を進めることとする。

【第10期任期:平成23年11月1日～平成25年10月31日】

No.	時期	内容
1	H23.11.22	◇委嘱状交付式 ・ 平成22年度一般廃棄物(ごみ)処理実施計画の実績確定版 ・ 東日本大震災に伴う災害廃棄物の処理 ・ 審議会の今後のスケジュール
2	H23年度 第4四半期頃	・ 平成23年度一般廃棄物(ごみ)処理実施計画の実績見込み ・ 平成24年度一般廃棄物(ごみ)処理実施計画(案)
3	H24年度 上半期頃	・ 平成23年度一般廃棄物(ごみ)処理実施計画実績確定版 ・ 個別案件
4	H24年度 第3四半期頃	・ 個別案件
5	H24年度 第4四半期頃	・ 平成24年度一般廃棄物(ごみ)処理実施計画の実績見込み ・ 平成25年度一般廃棄物(ごみ)処理実施計画(案)
6	H25年度 上半期頃	・ 平成24年度一般廃棄物(ごみ)処理実施計画実績確定版 ・ 個別案件

3 これまでの審議内容(参考)

当審議会は、平成 5 年に任期 2 年で設置され、これまでに 9 期を重ねている。

第 9 期の任期では、各年度の一般廃棄物(ごみ)処理実施計画の進行管理のほか、ごみの徹底した減量を進めることにより、ごみ処理コストの削減や地球温暖化問題へ対応を図る新たな一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の策定を行ったところである。

【第 9 期任期:平成 21 年 11 月 1 日～平成 23 年 10 月 31 日】

No.	年月日	内容
1	H21.11.26	◇ 委嘱状交付式 ・ いわき市環境基本計画改定に係る市民アンケート(報告) ・ いわき市環境基本計画改定に係る事業者アンケート(報告) ・ 製品プラスチックと雑がみのリサイクルに向けて ・ 審議会の今後のスケジュール
2	H22.3.26	・ 平成 21 年度一般廃棄物(ごみ)処理実施計画の実績見込み(報告) ・ 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定や重点プロジェクトに係るスケジュール ・ 平成 22 年度一般廃棄物(ごみ)処理実施計画(案) ・ その他報告事項(係体制の見直し・モデル事業)
3	H22.10.6	・ 平成 21 年度一般廃棄物(ごみ)処理実施計画の実績確定版(報告) ・ 次期環境基本計画素案 ・ 製品プラスチック、雑がみリサイクルの実施及び分別区分の変更
4	H22.12.14	・ 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の基本的な考え方
5	H23.2.17	・ 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(案) ・ 市民意見募集の結果・概要 ・ 平成 22 年度一般廃棄物(ごみ)処理実施計画の実績見込み(報告) ・ 平成 23 年度一般廃棄物(ごみ)処理実施計画(案) ・ 環境整備課の見直し(報告) ・ 「生ごみ減量化啓発・調査事業」の実施